

和歌山県個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の促進により本県における脱炭素化を図ることを目的として、太陽光発電設備等の設置を行う個人に対して補助を行う市町村（脱炭素先行地域づくり事業又は重点対策加速化事業に採択されている市町村を除く。以下同じ。）に対し、予算の範囲内において、和歌山県個人向け太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）及び和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3 規則第4条に規定する補助金等交付申請書（別記規則第1号様式）に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 事業実施計画（状況）明細表（別記第2号様式）
- (3) 収支予算書（別記第3号様式）
- (4) 歳入歳出予算書（抄本）
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助金等交付申請書は、知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第4 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国交付要綱に規定する交付要件等を満たす事業を対象とした補助を行うこと。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

- (4) 補助事業の実施については、この要綱のほか、関係法令及び関係通知並びに国交付要綱に定めるところによること。

2 次に掲げる者に、補助を行わないこと。

- (1) 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号の暴力団員等若しくは同条第1号の暴力団若しくは同条第2号の暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わらない者若しくはその刑の執行を受けることのなくなるまでの者

(3) 同種の補助対象設備に対し、過去に和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金又は、県内市町村の個人向け太陽光発電設備・蓄電池（等）導入支援事業補助金の交付を受けたことのある者

(変更の承認等)

第5 第4の1(2)ア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、第6の規定により、補助金の変更交付を申請しようとする場合は、この限りでない。

- (1) 変更事業計画書(別記第1号様式)
- (2) 事業実施計画(状況)明細表(別記第2号様式)
- (3) 変更収支予算書(別記第3号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 第4の1(2)ウの規定により知事の承認を受けようとする場合には、中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6 補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書(別記第6号様式)をあらかじめ知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更交付申請書に添付すべき書類は、第5の1と同様とする。

(申請の取下げのできる期間)

第7 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から求めがあった場合は、速やかに、事業実施計画(状況)明細表(別記第2号様式)により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第9 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書(別記規則第2号様式)に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績報告書(別記第7号様式)
- (2) 事業実施計画(状況)明細表(別記第2号様式)
- (3) 収支決算書(別記第8号様式)
- (4) 補助金の支払いが分かる書類(額の確定通知書及び支出金調書等)
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業等実績報告書は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から30日を経過する日又は当該補助事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の2月12日(閉庁日の場合は翌開庁日)のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付時期等)

第10 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(別記規則第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の再確定)

第 11 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、当該経費を減額して作成した補助事業等実績報告書を第 9 の規定に準じて提出するものとする。

(財産処分等)

第 12 規則第 20 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき知事が処分を制限する財産は、取得価格が単価 50 万円以上の機械及び器具、備品及びその他の重要な財産とする。

2 規則第 20 条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、環境大臣が別に定める期間とする。

(関係書類の保管)

第 13 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。ただし、処分の制限を受ける期間が 5 年を超える財産に補助した場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(指示等)

第 14 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(間接交付をする際に付すべき条件)

第 15 補助事業者は、間接補助金を交付するときは、国交付要綱第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 23 条、第 24 条及び第 28 条に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、その他の法令及び関連通知の定めによるほか、国交付要綱に定めるところによること。

(2) 間接補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、間接補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

3 補助事業者は、1 の国交付要綱第 15 条により財産処分の承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。

4 補助事業者は、間接補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合には、間接補助事業者に対して補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命じなければならない。

5 補助事業者は、3 又は 4 の規定により間接補助事業者から納付を受けた額の国庫補助金相当額を県に納付しなければならない。

6 補助事業者は、間接補助金を交付した場合において、間接補助事業者から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を県に返還しなければならない。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月27日から施行する。

別表（第2関係）

（1）太陽光発電設備（自家消費型）

補助事業	<p>市町村が（2）蓄電池と同時に次に掲げる要件のいずれにも該当する太陽光発電設備の設置を行う個人に対し、その設置費用を補助する事業。ただし、知事が特に理由があると認める場合は、市町村が次に掲げる要件のいずれにも該当する太陽光発電設備の設置を行う個人に対し、その設置費用を補助する事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本県が実施する「和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金に係る施工業者向け説明会」を受講した業者によって設置されるものであること。 2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2.ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 3 当該市町村の区域内に設置されるものであること。 4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 5 各種法令等に遵守した設備であること。 6 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。 8 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。 9 ソーラーカーポート及び建材一体型太陽光発電設備（屋根一体型を除く。）でないこと。 10 太陽光発電設備の発電電力量等の計測器が設置されること。 11 太陽光モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満のものであること。なお、増設の場合においては、既存分を含めて10kW未満のものであること。 12 既存の太陽光発電設備を撤去し新たに設置（リプレース）する場合は、温室効果ガスの削減効果に追加性があることに加え、以下のa～dを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> a. リプレース後に発電容量が増加するなど再生可能エネルギー導入に追加性があること b. 既存の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること c. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。）に基づく固定価格買取制度の認定（同制度の買取期間終了後を含む）を受けている場所でないこと。 d. 架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。
------	---

補助対象経費	<p>個人が支出する次の経費に対し交付する補助金。ただし、個人に対する交付決定の日以降に着手する事業に係る経費に対し交付する補助金に限る。(※1)</p> <p>・国実施要領別表第1に定める経費(消費税及び地方消費税を除く。)</p>
補助金額 (定額補助)	<p>次により計算した1件当たりの補助金の額の合計額とする。ただし、1件当たりの上限額は630,000円とする。</p> <p>・70,000円/kW以内 (※2)</p>

(2) 蓄電池

補助事業	<p>市町村が(1)太陽光発電設備(自家消費型)の付帯設備として次に掲げる要件のいずれにも該当する蓄電池の設置を行う個人に対し、その設置費用を補助する事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本県が実施する「和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金に係る施工業者向け説明会」を受講した業者によって設置されるものであること。 2 国実施要領別紙2の2.ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。 3 当該市町村の区域内に設置されるものであること。 4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 5 各種法令等に遵守した設備であること。 6 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。 8 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。 9 据置型(定置型)のものであること。 10 20kWh以下のものであること。 11 申請時点において、一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)が戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業で「蓄電システム登録済製品」として、公表しているものであること。
補助対象経費	<p>個人が支出する次の経費に対し交付する補助金。ただし、個人に対する交付決定の日以降に着手する事業に係る経費に対し交付する補助金に限る。(※1)</p> <p>・国実施要領別表第1に定める経費(消費税及び地方消費税を除く。)</p>
補助金額 (定率補助)	<p>次により計算した1件当たりの補助金の額の合計額とする。ただし、1件当たりの上限額は470,000円とする。</p> <p>・蓄電池の価格(円/kWh)の1/3以内(ただし、14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3を上限とする。)(※2)</p>

((3) コージェネレーションシステム)

補助事業	<p>市町村が次に掲げる要件のいずれにも該当するコージェネレーションシステムの設置を行う個人に対し、その設置費用を補助する事業。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本県が実施する「和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金に係る施工業者向け説明会」を受講した業者によって設置されるものであること。 2 国実施要領別紙2の2. エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと。 3 当該市町村の区域内に設置されるものであること。 4 エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。 5 各種法令等に遵守した設備であること。 6 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 7 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入するものでないこと。 8 リース設備又は第三者が所有するものでないこと。 9 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度において登録されているものであること。
補助対象経費	<p>個人が支出する次の経費に対し交付する補助金。ただし、個人に対する交付決定の日以降に着手する事業に係る経費に対し交付する補助金に限る。(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国実施要領別表第1に定める経費(消費税及び地方消費税を除く。)
補助金額 (定率補助)	<p>次により計算した1件当たりの補助金の額の合計額とする。ただし、1件当たりの上限額は300,000円とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションシステムの価格の1/2以内 (※2)

(※1) 補助事業者の交付要綱等において、補助事業者から個人への交付決定前の着手を認める期間を明示している場合は、補助事業者から個人への交付決定前に着手した事業でも補助対象とします。ただし、知事から補助事業者への交付決定前に着手した事業については、補助対象としません。

(※2) 千円未満切捨て